

県教委の人事異動の方針が変わった

——同一校五年以上は異動希望を

教育の問題として、教員が同じ学校に何年勤めるのが理想的なのかは難問です。県教委の人事異動の方針とそれに対する県教職員組合の態度を紹介します。

(編集部)

県教育委員会は、十一月初旬、全教職員に「本年度から五年以上勤務した人から異動希望を出してもらい七年までの間で異動してもらおうように改めました」と通知した。

「従来の七年目に出」す方式では「希望する地域に空席が出ない場合に、異動ができないで八年・九年となるのを改善するため」という。

その前提として教職員の「異動希望地域が、都市部に集中する傾向でしかも通勤容易な学校となっており、へき地や郡部の学校を希望しない傾向が強

くなって教職員構成のバランスが適正でなくなっている」とする。

人事異動基準

県が定めている異動基準は、次の通り。

年齢区分	勤務地経験	備考
念書期間	C地域1回、D地域1回 やむを得ないときはC地域2回	念書期間は採用後6年間
念書期間後 ～39歳	C地域又はD地域1回 やむを得ないときはB地域1回以上	D地域のうち指定したものは⊕とする。 C地域のうち指定したものはひら場⊕とする。
40歳～49歳	A地域以外の地域1回	
50歳以上	これまでの勤務地を勘案して異動を行う	

注ア 「1回」とは、3年以上をさす。

イ 「やむを得ないとき」とは、全県的人事異動計画の上で、県教育委員会が特に認めるものをいう。

(1) 教職員の勤務地区分

教職員の勤務地を、教職員個人の自宅からの通勤事情によって、次のように区分する。

A地域 自宅から通勤容易な地域

B地域 自宅から通勤可能な地域

C地域 自宅から通勤できないひら場地域

D地域 自宅から通勤できないへき地地域

(2) 異動基準

(1)のA・B・C・D地域区分によって、上表のような「勤務地経験をさせる。それに基づいて計画的な人事異動を行う」。

念書とは、新採用者が県教委に提出する「三年後には県教育委員会が指定する学校(へき地を含む)に赴任します」という約束の文書。一九六〇年(昭和三十五年)以来へき地、ひら場の人事交流を目的に実施。

⊕は、県教委の指定した学校に中堅教員(教職経験十五年前後)が三年間勤務し、その実績を「勘案して教頭登

用に積極的に努めること」や「へき地勤務者には給与の特別昇給等の優遇措置を」する制度。一九六四年（昭和三十九年）から実施。

組合は五年以上異動希望提出 方針の撤回を求め、県教委は拒否

新潟県教職員組合は、県教委に対し従来どおりの「人事異動方針および方法」を提示しておきながら、それと異なる説明や通知を現場にしていることに抗議し、「同一校五年以上勤務者に異動希望」を提出させる方針は撤回すべきと求めた。

県教委は、人事異動の原則は変わっておらず、ただ七年までの間に希望する地域に異動してもらうためにとつた行為だとして譲らず、両者の主張は平行線のまま。

組合は、「人事異動は教育的観点に立って行われるべきものであり、学校組織や編成上の必要から人事異動を行う場合でも、本人の継続的な教育活動の保障や良好な労働条件の保障が必要

であり、本人の希望と承諾を前提としたものでなければならぬ」と主張している。

ある支部の組合役員は、「私たち内部にも矛盾がある。例えば新潟市に勤務したい教員が多いのに、空席が出来ないと希望が実現できない」「しかし地域に腰を据えてじっくりと教育実践をするには、五年で異動希望を出す仕組みは、なじまない」と。

いじめで自殺した伊藤準君の春日中学校の西谷校長は、訪問して学校の対応と解決の方向をたずねた福島富県議に「多忙化のなかで職員会議は月一回程度しかやっておらず、週一回の生徒指導部会や月一回の教科指導部会などやってきたが、それしかできないのが現状だ」とのべている。

上越市やその周辺は、県教委の人事異動の方針が整然と実施されている地区で、七年でなく事実上六年で異動が普通で、また県教委の方針より三年短い同一市町村に引き続き十二年勤務したら、異動するのが当然視されている

と前出の組合役員はいう。

* * *

四、五年で異動していたら、教職員がお互いによく知り合わないうちに「サヨナラ」となる。まして地域の人たちと共同することは難しい。共同労働が「生命」である教育活動が、人事異動で阻害されてはいないか、改めて検討されてよい。

春日中学校だけでなく、現状では職員会議は月一回がやっとかもしれない。それでも率直に話し合える関係が教職員にあればいい。ところが「もの言わぬ教師」が、多いとなげく声が管理職からもきかれる。

職員会議で「子どもの状態などを真正面から討議」できるような学校にするには、どんな人事異動の方針が実施されるのがよいのか、市民も声をあげるときである。

〔研究所通信〕六〇号五頁所載の細貝正人氏の文も参照していただきたい